



改正個人情報保護法

H29.5.30 施行

1 平成 17 年に施行された個人情報保護法が、12 年経過し、**今年、改正法が施行されました。**

改正の概要は、そのほとんどが、施行後 10 年あまりの間に、定まってきた運用にしたがい、条項を明確化したもので、実際の運用においては変化がないものです。

ただ、要配慮個人情報の取り扱いや、オプトアウト規定の厳格化などの実質的な変更もなされております。

2 個人情報保護法は、今回の改正よりも、もともとの個人情報保護法の理解が重要です。

個人情報保護法という法律があることは、多くの方がご存知だと思いますが、どのような内容なのか、十分にご理解されていない方も少なくないと思います。

個人情報保護法とは、(私独自の定義ですが、)「**自己の情報をコントロールする権利を保護する法律**」だと考えています。

ですから、

① A さんの情報を A さんの意思に反して利用したり、外に漏らしてはならない。

と同時に、

② A さんの求めがあれば開示しなくてはならない。

ことになっています。①は外に出してはならない、②は出さなくてはならない、という意味では、一見、相

矛盾するようにも思えるのですが、A さんの意思に従った情報管理という意味で一致しているのです。

3 顧客等から情報を得る際には、その情報の**利用目的を告げなくてはならず、また、その目的の範囲内でしか利用できません。**これが、個人情報保護法の基本です。

4 また、流出等为了避免るべく、セキュリティ管理などが必要にもなります。

どこまで徹底して管理する必要があるか、については、よくご質問のあるところですが、いつもお答えしているのは、「**同規模・同業種の事業主が行っている程度**」以上ということをお伝えしています。

徹底した情報管理には限度もある中で、「ふつう、これくらいやっているよね」ということがなされていないと、問題視されるということになります。

5 個人情報保護法に関しては、今年改正法が施行されたこともあり、相談はもちろん、セミナー(社内研修・その企業様のお客様等へのサービスの一環としてのセミナー企画等)の依頼も数多く承りました。**相談・セミナーのご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。**

シンガポールに 行ってきました



6月16～20日、シンガポールへ旅行してきました。マイレージが貯まったおかげで飛行機代がかからなかった分、少し贅沢をして、マリーナベイサンズホテル（写真上）のクラブルームに泊まりました。クラブルームに泊まると、宿泊特典で最上階にあるラウンジ『Club55』を利用できます。クラブルーム以上限定のため、食事のたびに長蛇の列に並ぶこともなく、朝から夕方までの間はいつでも無料で絶景を見ながらゆったりと食事を楽しめました。

さて、出発前に何冊もガイドブックを買い、美味しい店をリサーチして行ったので、旅行中は名物の料理をいろいろ食べ歩きました。中でも特に美味しかったのが「チキンライス」。ホーカーズ（屋台）にあった『アタイ・チキンライス（阿仔海南鶏飯）』も日本円で約240円と安いのにとても美味しかったのですが、私は、それ以上に、人気店『文東記』のチキンライスが好みでした。こちらは、チキン（2人前約800円）にライス（約86円）をつけるという頼み方が一般的なようです（写真→）。写真にはないのですが、ためしに一緒に注文した卵とエビの炒め物もとても美味しかったです。

シンガポールでも日本食を、と思い、寿司店に行ってみたのですが、（支払えないと思われたのか）店の前で店員さんに値段を言われ、すごい高かったのが、あきらめました。仕方なく居酒屋風の日本料理店に行きましたが、ここも思ったより値段はしました。

そのほかにも、ラクサ（これは初めての私には香りがキツかったです）やチリクラブ（写真↓）、ホテルではカヤトーストと紅茶、ラッフルズホテルへはシンガポールスリングを2日連続で飲みに行きました。



実は、もうひとつ、意外な美味しいものがありました。それは、ホテルの朝食buffetにあった「納豆」です。あまりに美味しくて、スタッフにどこの納豆かを聞いたらパッケージを持ってきてくれたのですが、日本でよく売っている、ふつうの「納豆」でした。あっさりしていたので、なんらかの手を施しているとは思いますが、よくわかりません。



西山法律事務所
弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎
Tel.052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>
〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F
執務時間 9:30～18:00 土・日・祝日休

